

福祉バスの利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する「福祉バス」の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(利用範囲)

第2条 福祉バスは、本会が主催及び共催する事業で利用するものとする。

2 前項に定める以外本会が利用していない時に限り、本会の特別団体会員（会員規程第3条第4号に定める会員）として年度当初に登録している、市内の福祉団体、ボランティア団体、校区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、校区自治会、地域福祉推進団体など本会が育成指導及び支援する団体で福祉活動のために利用する目的で使用する場合に許可するものとする。ただし、本会会長が特に必要と認めた場合は、前述以外の団体にも利用させることができる。

(利用時間)

第3条 福祉バスの利用時間は、原則として月曜日から金曜日（祝日及び年末年始の休業日を除く。）の午前9時から午後4時までとする。ただし、本会会長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用手続き)

第4条 福祉バスを利用しようとする特別団体会員（以下「利用者」という。）は、利用日の属する月の3ヶ月前の1日（土曜・日曜・祝日及び年末年始の休業日の場合は翌営業日）から利用日の2週間前までに福祉バス利用申込書（様式第1号）に必要な事項を記載の上、申し込むものとする。

(利用者負担)

第5条 福祉バスの利用に係る経費（駐車料及び有料道路通行料等）は、利用者負担とする。

(損害賠償責任)

第6条 福祉バスの利用に関して、利用者は故意、過失に限らずバス本体、備品、その他施設を毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 福祉バスの運行中の事故により生じた損害については、本会が加入する損害賠償保険を限度として賠償する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。